

国保コーナー 平成19年度国民健康保険税の年税額が決まりました。

国民健康保険は、加入者が日頃から保険税を出し合い、いざというときの病気やけがに備えて助け合う「相互扶助」を目的とし、私たちが納める保険税と国からの補助金などで運営されています。

平成12年度からスタートした「介護保険制度」に伴い、保険税は「医療分」と「介護分」の2本立てで算定することになっています。

「医療分」とは、医療保険分を言いますが、1人平均税額は昨年度と同額に据え置きました。また、介護保険の第二号被保険者(40歳以上65歳未満)の方は、加入している医療保険で介護保険料を納付することになっていますので、国保加入者で第二号被保険者の方は、これを「介護分」として納付頂いています。

これらを併せて保険税といい、平成19年度の税率(額)は次のとおり決定しました。

平成19年度保険税率(額)

	所得割	資産割	被保険者均等割	世帯別平等割
医療分	$\frac{8.23}{100}$	$\frac{41.27}{100}$	28,800円	24,400円
介護分	$\frac{1.52}{100}$	$\frac{13.40}{100}$	10,500円	5,900円

◎保険税の本算定について

年度当初には前年度所得が確定していませんので、4月から7月までの間は、「仮算定期間」として前年度分の年税額を月割計算して納付頂きます。そして、8月の「本算定」により、各世帯の年税額が確定し、その確定額から、仮算定期間分の税額を差し引いた額を、残りの月数(8ヶ月)で除し、月々納付して頂くことになります。

なお、最高限度額は、「医療分」は56万円、「介護分」は9万円です。

◎保険税の年額算出例

それでは、どのようにして保険税の年税額が算出されるのか次の例で参考下さい。

〔例〕世帯主(45歳)、妻(40歳)、子2人の4人家庭で、世帯主の保険税対象所得が200万円、年間の固定資産税額(土地及び家屋に係る部分)が5万円の場合

＜医療分＞	○ 所得割 対象所得	$200\text{万円} \times 8.23 \div 100 = 164,600\text{円}$
	○ 資産割 固定資産税額	$5\text{万円} \times 41.27 \div 100 = 20,635\text{円}$
	○ 均等割	$28,800\text{円} \times 4\text{人分} = 115,200\text{円}$
	○ 平等割	$1\text{世帯当り} = 24,400\text{円}$
	計	324,835円
	* 決定税額	324,800円 -①

＜介護分＞	○ 所得割 対象所得	$200\text{万円} \times 1.52 \div 100 = 30,400\text{円}$
	○ 資産割 固定資産税額	$5\text{万円} \times 13.40 \div 100 = 6,700\text{円}$
	○ 均等割	$10,500\text{円} \times 2\text{人分} = 21,000\text{円}$
	○ 平等割	$1\text{世帯当り} = 5,900\text{円}$
	計	64,000円
	* 決定税額	64,000円 -②

①+②で **年税額 388,800円** となります。